

第3回飼料問題懇談会

平成14年6月6日

日時：平成14年6月6日
会場：農林水産省第一特別会議室
時間：14：00～17：00

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
農林水産省生産局畜産部長
3. 資料説明
農林水産省生産局飼料課長
4. 協議事項
 - (1) 「飼料政策に関する論点整理」(案)
 - (2) 「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)(案)
 - (3) その他
5. 閉会

(需給対策室長)

定刻になりましたので、ただ今から第3回の飼料問題懇談会を開催させていただきます。委員の皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、開催に当たりまして、畜産部長から御挨拶を申し上げます。

(畜産部長)

委員の皆様におかれましては、本日は御多用中のところ、当懇談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様御案内のとおり、去る5月10日に、北海道のと畜場で処理された牛について、同月13日に4頭目の牛海綿状脳症(BSE)であると確定診断されました。このように、と場における検査によって食用として出回ることなく発見されたことは、昨年10月18日以降のBSE全頭検査体制が有効に機能していることを証明しており、今後とも検査等の対応に取り組み、消費者の信頼回復に努めなければならないと考えております。

今回、4頭目が発生し、共通の飼料を給与したことが確認されたことから、マスコミ等においては感染源・感染経路の特定が急速に進むのではないかといった声が非常に強いものとなっております。当省と致しましては、これまでも徹底した調査を行っており、共通の飼料である代用乳やイタリア産の肉骨粉の流通ルート等、あらゆる可能性を考えて調査を行っておりますが、BSEの感染源・感染経路の特定には至っておりません。ヨーロッパの事例をみても感染源の究明に至った事例はなく、まだまだ相当の困難が予想されますが、最大限の努力を続けて参りたいと思っております。

また、与党から提出されておりましたBSE特別措置法案が6月4日に衆議院を通過し、参議院に送付され審議されているところであり、法案の成立後20日間経て施行される見込みとなっております。

なお、法案の内容と致しましては、前回は御説明しましたが、BSEが発生が確認された場合に国等が講ずべき措置を定める基本計画の策定、牛由来の肉骨粉の牛への法的禁止や死亡牛の届出及び検査の実施等を規定しております。今後は、この法案に基づきBSEの発生に際して万全の対応を行うとともに、BSEの発生予防に努めて参りたいと考えております。

さらに、BSEの発生を契機として、食の安全の確保に向けて政府全体として取り組んでところであり5月31日の関係閣僚会議においては、新たな食品安全行政組織の概要が提示されたところであります。

また、これと合わせて食の安全確保に関する包括法の制定及び飼料安全法を含めた関連法制の整備等を行うこととなっております。農林水産省といたしましても、「食と農の再生プラン」を公表し、消費者に軸足をおいた施策へと転換を図るべく、取り組んでいるところであります。

この懇談会でも議論して頂いております飼料の問題については正に「食の安全の確保」に直結するものであり、前回の懇談会におきましても、委員の皆様方から消費者に対して飼料に関する情報をわかりやすく積極的に開示していくことが必要であるとの意見を頂いております。このような御意見を踏まえ飼料行政においても「生産者と消費者の顔の見える関係」を構築することを進める必要があると考えております。

さて、前回の懇談会においては、飼料政策全般に関して幅広い論点が出されま

したので、今回の懇談会においてはその論点を整理して、御検証頂き、今後の対応方向について議論を進めて頂きたいと思えます。

前回に引き続き、委員の皆様方の御意見を忌憚なく御披露して頂きたいと思えますので、どうぞよろしくお願い致します。以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。

(需給対策室長)

それでは、退任された委員の後任として今回の懇談会より、新たに委員になられた方がおられますので、御紹介致します。委員です。

また、本日は委員の代理として様、委員の代理として様の御出席を頂いております。

それでは、前回の懇談会を欠席され、今回の懇談会に御出席されておられる委員の方々がいらっしゃると思えますので、御紹介致します。委員です。委員です。

委員です。委員です。よろしくお願い致します。

また、本日11名の御出席の御返事を頂いております。

なお、委員につきましては、やむを得ず御出席できないということであり思えます。

(座長)

これから議事に入りたいと思えますが、その前に、本日の議事内容につきまして、事務局から説明願います。

なお、予め御案内のとおり、懇談会は、17時までには終了するという思えますので、よろしくお願いをお願いたしたいと思えます。

(需給対策室長)

本日の議事につきましては、配布しております資料により、事務局より説明を行い、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思えます。それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を付しておりますが、

- 1 「飼料政策に関する論点整理」(案)
- 2 「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)(案)
- 3 委員指摘事項に関する資料

以上が今回の説明資料でございますが、このほかに、先般4月11日公表致しました「食と農の再生プラン」と「自給飼料の増産と地域に調和した畜産発展のために」、「BSE特別措置法案のポイント」、「牛海綿脳症対策特別措置法案」(附則部分)による措置をお配りしております。御確認下さい。

また、これとは別に次回の懇談会の日程を調整するため、委員の皆様のお手元に「7月の日程について」というものを配付させて頂いております。誠に恐縮ではございますが、懇談会終了時まで記入の上、事務局までお渡し頂けるようよろしくお願い致します。もし、7月の日程がおわかりにならなければ、後日記入表をFAXで返信頂ければ幸いです。

最後に、懇談会内容に関して、前回同様、懇談会の概要を1枚紙に簡単にまとめてプレスリリースしたものと議事録を公表したいと思えますので、よろしくお願い致します。また、第1回懇談会の議事録につきましても、同様に公表の予定で思えます。以上でございます。

(座長)

説明資料でございますが、私と事務局で相談し、前2回の懇談会において出さ

れた主な意見をまとめた「飼料政策に関する論点整理」(案)と、これを踏まえて作成した「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)(案)の2点であります。

また、前回は懇談会で委員の皆様方より御指摘がありました件に関して「委員指摘事項に関する資料」として取りまとめを行っております。

ここで、今後の懇談会の進め方について、お諮りしたいと思います。この懇談会では皆様の御意見を踏まえ、今後の飼料政策の展開方向に関する報告書(案)の取りまとめを考えておりますが、報告書の取りまとめに当たっては、起草委員を決めて、検討したいと思っております。

具体的には、本日の懇談会までの議論を踏まえ、起草委員に報告案を作成して頂き、次回の懇談会において報告書(案)について御議論を頂き、報告書を取りまとめたいと考えております。

ということで進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局より、本日の資料の説明をお願い致します。

(飼料課長)

前回の懇談会では、「自給飼料生産の展開方向」と「流通飼料の安定供給の現状と課題」についての御説明を致しましたが、今回は座長と御相談致しまして作成しました「飼料政策に関する論点整理」(案)並びに「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)(案)を中心に御説明し、御意見を伺いたいと思っております。

まずは、前回懇談会において、委員の皆様より御指摘ございました件に関して、とりまとめられている「委員指摘事項に関する資料」から御説明致します。

(座長)

ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の方々から御意見等を頂きたいと思っております。まず、備蓄以外の事項についてお聞きしたいと思います。どなたからでも、どうぞ。

(委員)

社会的コストという言葉は今までの懇談会の中でも使ってきましたが、非資源循環型畜産において、この社会的コストが増加することを消費者に知ってもらうことが必要です。この社会的コストというのは、私的コストに外部経済を足したものです。非循環型畜産では、水質汚染等が外部経済として発生しがちです。非循環型畜産経営の社会的コストは高く、社会に、また将来に負担をかけることとなります。その意味で現在、低コストと言われているものが本当に低コストなのか。非循環型畜産でいいのか、消費者に知ってもらった上で問いかける必要があります。また酪農家等にこのことを理解してもらい、その後、循環型畜産を推進していくべきでしょう。

また、外部経済を圧縮すると私的コストが増加する。これを理解してもらうことも必要です。私的コストの圧縮のみが強調されている現在の畜産の問題を見直すという意識が足りないのではないのでしょうか。外部経済があって、私的コストがある、このことを整理してもらいたいと思っております。

畜産は、稲作と比べても担い手の数が多く、例えば、2000年のセンサスによると酪農経営の放棄地が、他の部門と比べ一番小さくなっています。自給飼料を増加させるポテンシャルは十分あり、これをどう伸ばしていくかが問題となり

ます。酪農、大家畜農家には、パワーのある担い手がいます。この担い手達にがんばってもらうことが重要と考えます。

次に、政策について言わせてもらいます。現在たくさんの政策がありますが、それぞれの政策がどれくらいの効果があるのか、政策効果が小数点以下の数値では日本全体を変えたとは言えません。それぞれの政策が日本の自給率トータルにどれくらい効果があるのか、きちんと評価することが大切です。

最後に備蓄について発言させていただきます。備蓄制度、価格安定のどちらに軸足を置くべきでしょうか。コストを考え、どちらがよいか、または組み合わせがいいのか。いくつかのケースに分け、シミュレーションして考える必要があります。これには判断材料が必要であり、判断を下す際の根拠をどこにおくのか御検討願います。

(飼料課長)

確認したいのですが、非循環型畜産の中で、中小家畜の飼料は国内飼料よりも輸入飼料に多く依存しております。環境に対しては適正に措置するよう規制するところですが、飼料に関してはどうでしょうか。

(委員)

大家畜と中小家畜では、飼料の構成が違います。根本的な話しになりますが、穀物を輸入してタンパク質として生産するこのような畜産が持続可能でしょうか。国内の畜産の意義を再評価すべきです。大家畜については、かつて不要な土地を利用する畜産形態がありました。

しかし、これが崩れてきています。大家畜では可能なのにできていない。畜種ごとに分けて考える必要があります。

(座長)

非循環型畜産は、外部に対して負担がかかります。ブロイラーを例に挙げますと、ブロイラーは7～8週間で2.5～3kgに生育し、と畜されます。この時ブロイラーの腹腔に脂肪が80gつきます。これは生理的意義はなく、蓄積されているだけで、食肉処理場で廃棄されます。この脂肪を、どう減らすか。ブロイラーは、と畜されるまでに7kgのエサを食べますが、80gの脂肪をつけるのに、食べた飼料の0.4%が使われます。年間342万トンの飼料がブロイラーに与えられますが、その内とうもろこしが65%、腹腔脂肪は年間9万トンのとうもろこしを消費している計算になります。

また、他の脂肪も廃棄されるのを考え合わせ60万トンの穀類が無駄に消費されています。この60万トンの穀類がマイロ、とうもろこしに占めるウェイトを考えると、今までの畜産を考え直す必要があると思われれます。

集約的畜産にも意義はありますが多様性を持った畜産経営、緩衝能のある畜産経営を考えていくべきではないでしょうか。

(委員)

備蓄以外の点で2点発言させていただきます。

1点目として、BSE発生をみても、畜産物生産にとって飼料の「安全、安心」は重要であります。しっかりとした飼料の検査体制の整備と拡充を図るべきです。

2点目として、自給飼料の増産対策として稲わら利用、ホールクロップ、放牧等の対策はいいと思います。自給飼料の増産は、消費者ニーズにも対応したものと思います。

しかし、自給飼料の増産により得られた飼料で経営を行った場合、生産性はどうでしょうか。その結果として、消費者が購入できる価格となるでしょうか。安全・安心な自給飼料による畜産物生産には、今以上のコストがかかること、消費者に理解をうる必要があります。生産者が社会的な平均的な所得を得られる経営が成り立っていくのでしょうか。消費者の側に立つのも、大切ですが、消費者の視点のみでは、うまくいかないのではないのでしょうか。

(委員)

資料の中で「安全・安心」、「安定供給」、「安価(低コスト)」を4つの安として強調されますが、安全と低コストは、時に両立しません。今までは、安くて見栄えがいいものを効率的に作ることを優先して、安全性をおろそかになっている面がありました。そのために問題が生じた。消費者が安全にはコストがかかるということ、知ろうとしてこなかったということにも問題があったと思います。これからは、よいことのみを言うのではなく、安全にはどれだけのコストがかかるのかということ、消費者に伝えていく事が大切だと思います。専門的なことであっても、中立な立場の専門家が情報をきちんと伝えることが必要です。例をあげると、肉牛を肥育する際に、成長ホルモンを投与することがありますが、これに対しアメリカの科学者は問題なしと判断したのに、EUの科学者は問題ありと判断しました。また消費者によって判断も違うかも知れません。しかし、中立の正しい情報を提示していくことは大変重要なことです。

(委員)

備蓄以外で一言言わせて頂きます。

資料は従来よりも整理されたと思います。消費者の視点に力点を置いたのは正しいが、この言葉使いで伝わるのでしょうか。例えば「大家畜」という言葉は、理解されるのでしょうか。このような言葉使いを見直さなくてはならないと思います。

また、自給飼料増産、有機資源循環対策に関する取り組みとして、NPOの活動を支援し、取り込んでいくことが大事です。そのためにも(従来の畜産関係者だけでなく)幅広いアプローチの仕方を考えていく必要があります。

今回、配布された中に自給飼料に関するパンフレットがありますが、これをそのまま展開していけるかという難しい。もっと幅広い見方を作っていくために表現とか、工夫して頂きたいです。

(座長)

今年度の懇談会における重要テーマ備蓄に関する議論に移らせて頂きます。昭和50年代から酪農、畜産の大変な時期に備蓄制度は形作られました。現在まで国内の家畜飼養がどのように変わってきたか、備蓄制度そのものの運営の課題等の御議論を資料の説明の後お願いします。

(飼料課長)

備蓄制度については、前回の懇談会で説明しましたので、今回は備蓄制度の概要について説明します。

(資料説明)

(座長)

新たな課題を念頭に御議論お願い致します。

(委員)

前回はいろいろな話しをしましたが、備蓄は国民生活上の基本的コストだと考えています。不測の事態（天災、人災）の生じる可能性に基づいて備蓄の数量を決めるといふ、保険的な世界であります。ただ、ここで確率を議論しても仕方ありません。石油ショックの時には、主婦によるトイレットペーパーの買い占めが問題となりました。これは間違った情報による心理的不安が原因でした。このような心理的不安を払拭するため、また現在のアメリカに飼料穀物の供給を依存した構造からも備蓄は必要だと考えます。備蓄制度が形成されてから25年経ち備蓄制度を見直すのはよいが、ホールインワン保険を止めてしまうとホールインワンするということが起こるように、過去必要とされることがなかったから、止めるというのはどうでしょうか。

数量としては、パナマ運河の通行ができなくなったときに、ミシシッピー川を通りメキシコ湾からパナマを抜けるルートから遠回りのルートへの切り替えによる代替輸送を行うわけですが、これには約30日通常航路を通るより日数がかかります。この30日分を備蓄するということは、基本的に正しいと思います。また、1年を12で割った1ヶ月という単位であるということは理論的にも正しいと言えます。ご説明の中に、放出はないが貸付けはあり最大量22万トンであったという話がありました。これにより備蓄数量を80万トンから22万トンにするという議論は、実態に合いません。貸付けにしろ、放出にしろ、いろいろな理由があっておこなわれます。アメリカでミニ干ばつが起り、平成8年5月にシカゴ相場で価格の暴騰が起りました。この時、価格の高騰を条件に貸付けが行われましたが、実際に放出までには至りませんでした。

しかし、これがもしさらに悪条件が重なれば、放出がおこなわれたと思います。

また、備蓄制度の運営の仕方なのですが、弾力的に運営していけば、簿価との差益もうまく回せるのではないのでしょうか。備蓄の運営は固定せず弾力的におこなっていく、つまり高い価格で買い入れず、価格が低いときに買い入れるようにしていけば、もっと貸付け、放出もおこなえるようになるのではないかと思います。

（ 委員 ）

備蓄の重要性は、我が国の生産構造からみて飼料自給率が増加しても基本的に変わらないと思います。備蓄制度の運営において財政上の問題から、備蓄量の削減が討議されていますが、現在の備蓄量80万トンという数値ですが、今日状況の中で、必要べからざる数量であるかどうか併せ検討する必要があります。

また、備蓄されている40万トンの大麦を含め、飼料の備蓄制度について検討が必要です。専増産ふすま制度が平成14年度末を目途に廃止され、したがって平成15年度以降ふすま増産用小麦の売買差益は消滅します。

また、大麦の備蓄もかなりのコストがかかっていると聞いております。これも合わせて議論していく必要があります。

（ 委員代理 ）

備蓄は、必要です。数量としては1ヶ月が適当だと思います。備蓄が必要となる危機的状況として考えられるものは、主要輸出国の不作、穀物の物流障害、輸出国の禁輸や売り渋り（中国もWTOに加盟しましたし、現在のWTOの下では、あまり深刻にはならないと思いますが）等が上げられます。まず、不作となる場合ですが、どれくらいの期間その状態が続くかは想定できません。また物流障害

についてですが、主要な要因の1つとして、パナマ運河を航行できなくなる場合を考えなければなりません。1999年末にパナマ運河の管轄権がアメリカからパナマに移りました。これにより、パナマの財政問題、パナマがコロンビアから独立した歴史にからんだ治安悪化等の不安材料が増しました。もし、パナマ運河の航行が不可能となった場合、喜望峰やスエズ運河、マゼラン海峡等の迂回路を航行しますが、これには3週間余計に日数がかかります。これらのことを考えると、備蓄は1か月は必要であると考えます。

また、品目別に考えると、とうもろこし（特に中小家畜において必須の飼料原料である）は、アメリカからの供給に大部分を依存しており、またパナマ運河からの輸送に頼っているため、輸入が途絶える可能性があります。大麦に関しては主要輸入国が3ヶ国に分かれているため、やや安心できる品目であるといえます。

備蓄制度創立以来25年間経ちますが、備蓄専用サイロは、その間品質保持のための入れ替えは行わないものの、備蓄専用サイロとして建設後、平均21年しか経過していません。備蓄数量が減少した時には、これらの専用サイロが遊休化することとなり、これをどうするかも問題となります。

（ 委員代理 ）

備蓄を担当している立場から発言させていただきます。現在の備蓄制度は、1か月分の目安が決められた後、備蓄用飼料穀物の専用サイロを用意し、定着してきました。備蓄制度は創立されてすぐに整ったのではなく、時間をかけて現在の形になりました。この中で備蓄量80万トンという目標が達成されました。現在まで放出はありませんが、それにより備蓄の必要性がどうかと議論できるでしょうか。備蓄が用意されていたので配合飼料がつつがなく生産されてきました。備蓄にコストが掛かり、見直しの必要性があることは、分かりますが、備蓄制度の連続性にも考慮をお願い致します。

（ 委員 ）

備蓄の必要性は否定しません。飼料穀物は畜産経営にとって、重要な分野です。飼料穀物はほぼ全量輸入しているため備蓄が必要となります。量的にも対策を講じ、価格を監視し、的確に対応しなければなりません。他の農産物と比べても畜産経営に対する影響度からも価格の監視とその安定は重要です。備蓄水準を考えるには飼料穀物を輸入し、飼料として加工販売するまでの継続性と、輸入する穀物が日本に到着するまでの航海日数を考えなければなりません。

また、日本の代表的な食料といえば米があげられますが、米においても備蓄量は、いろいろな変遷がありました。平成5年の不作のおりに、作況指数が74となり、米不足が問題となりました。この時、米の備蓄が少なすぎるという話しになり150万トン±50万トンとなりました。

しかし、最近米の需要が下がってきたことなどにより、100万トンへ切り下げられました。備蓄水準を高く維持するには、コストが掛かります。

先程、備蓄と価格安定制度のどちらに軸足を置くべきか、または両方をみていくべきかという議論がありました。これには委員が言われたようにシミュレーションしていくべきです。将来の予測は難しいですが、過去にあった事例を参考にすることはできます。昭和47年の畜産危機が起こり備蓄制度が創設されたときは、量の不足も懸念され、価格も3倍に跳ね上がりました（しかし、量的な不足は結果的にはほとんどありませんでした）。石油ショックも引き続いて起こ

り大きな混乱を招きました。いろいろな事が重なって起こったという状況で、単純に今と比較できません。畜産危機のひとつの要因は、旧ソビエト連邦の秘密裡に進行した大量買付けによって引き起こされましたが、現在ロシアはWTOに加盟しようとしており、貿易上、かつてのソ連のような不透明な側面が減りました。

また、中国のWTO加盟には、2つの見方があります。一つは経済情勢が上向くために畜産消費が増え、飼料穀物の需要が高まるだろうということ。日本の備蓄水準を考える際の要因とするべきという見方。他方、WTO加盟により、穀物の需要が例え増えたとしても、かつてのソ連のように、市場に分らないまま買付けが進むということはなく、市場の透明性が高まることから、むしろ減少要因にカウントできるという見方。

これらの過去の事例と貸付け実績を目安にどのようなシミュレーションができるか考えるべきです。

しかし、いろいろな既得権等に縛られシミュレーションを固定してはいけません。備蓄用サイロを、備蓄水準が下がったときにどうするという議論がありましたが、必要性のない備蓄には国民の税金を使うべきではありません。私自身畜産危機の際の担当したのものとして、どのような状況にも対応しうよう、柔軟なシステムを構築すべきです。備蓄の重要性の減少要因はかなりはっきりしていきませんが、増加要因は不確定なものばかりです。例えばこの懇談会のような第三者機関を立ち上げ、備蓄水準をチェックし、備蓄水準を変えたことによる将来的な影響も監視していくべきです。予算の面でも、工夫し柔軟な対応をすべきです。備蓄の水準を考えると、これまでの実績を考慮しなければなりません。

また、大麦の問題も備蓄水準を考える上で重要です。大麦は肉牛の飼育に主に使われますし、とうもろこしは中小家畜の飼料の主成分です。このように畜種別に分析していく必要があります。食料安全保障マニュアルも備蓄について考える上で有効です。日本では危機的状況に陥った場合、備蓄で対応できる部分は限定的で、それをこえれば中小家畜からと畜していくしかありません。この意味においても、飼料穀物の備蓄の役割・機能には限度があります。畜産経営において価格の急上昇はより深刻な問題となります。一定の基準を定め、情報を公開し、透明性をもって工夫しながら備蓄制度を運営していくべきです。

(委員)

日本の畜産において、輸入穀物がなくなるのは、大変な問題です。このため、備蓄量、価格の2本柱で維持していくことは大切です。それでは備蓄数量をどう考えるかですが、生産者は「飼料がなくなったらと思うと心配」、消費者は「肉や卵がなくならないか心配」と思います。この心配に答えるために備蓄があればいい。つまり、備蓄は数量に重きが置かれるのではなく、備蓄制度自体が存在することが大切です。それで数量が足りなくなったときには、価格安定制度で対応すればいいと思われれます。

備蓄制度発足当時より今は備蓄の必要性が低下しています。飼料穀物需要が減っている事も考え合わせ備蓄制度の見直しが必要です。

(委員)

備蓄について国の代行として行っている立場から発言させていただきます。今までの話し合いをどのように結論づけるか、どのような論点があるか整理する必要があります。委員の発言にあったように飼料穀物は価格安定制度と備蓄の2本

立てで、他の農産品目よりも手厚い制度であることは確かだと思います。昭和40年代から50年代いろいろな事があり、そのことを踏まえ、2本柱の制度となっております。この2本柱の制度は20数年の積み上げにより構築されてきたともいえます。この結果をどのように評価するかが大切であり、簡単に失うべきではありません。過去振り返ってみて放出がおこなわれたことはなく、貸付けのみです。しかし昭和47年に備蓄を持っていれば放出したはずですが、平成8年4月のとうもろこしのシカゴ相場の急騰も、アメリカのミニ干ばつだけでなく、他の要因が加われば、放出を行う事態となったかもしれません。この時に、若干の損失を覚悟してでも実際に放出がおこなわれたならば、含み損は放出分を補完する買入価格いかんによるが、多少なりとも解消されたはずですが、時価と簿価にギャップがあるから放出しがたいということで今日まで来ましたが、これは放出の条件詰めが、甘いといわざるを得ません。

したがって、放出が全くなく、貸付け実績の最大量が22万トンだから、それでいいというのは少々乱暴であり、楽観論ではないでしょうか。

現在までの仕組みを振り返り全体の運用を冷静に積み上がった諸データを分析しつつ議論していかなければなりません。先程より異常事態の発生頻度についての発言がありますが、その内容についても整理すべきです。積極的に自給飼料の問題をとらえ、輸入飼料への依存度もきちんと把握すべきであり、また生産者、消費者の立場などから考えを整理し直す必要がありますし、さらには、日本人の食卓のうち、飼料穀物に依存している畜産物の消費は輸入製品の増加により、若干は減っていますが、なお過半は締めております。しかし、畜産物の生産に必要な飼料穀物は大部分輸入穀物に依存しています。どのくらい輸入飼料に依存しているか昭和50年代から追ってみると、輸入飼料への依存率が若干増えてきています。85%から88%位に増えてしまった、この重さを考えなければなりません。また、酪農などの大規模化が進んだことに飼料自給率への依存度の上昇がかなりリンクしている、つまり一戸当たりの飼養頭数が増えることにより、飼料穀物による、配合飼料への依存度を高めている。このようなことを考えると日本の酪農の大規模化など畜産業全体に与える影響について考慮しなければなりません。

また、飼料穀物の需要量はどれくらいなのか現在のトレンドをみると残念ながら昭和63年をピークとして頭打ちとなり、わずかながら減少しています。このような状況で、財政資金等の事情も考える必要があります。無論業者サイドからみてサイロ整備を進めてきた事情も考えなければならぬことありましよう。

しかし、配合飼料供給安定機構としては、備蓄制度の大問題であります255億円借入金を全く返済していません、そして簿価と時価のギャップの大きいままに運営している、これは絶対に見過ごすことができません。このため、最近では飼料工業会、全農等にも、この実情につき積極的に情報提示しています。数量削減を考えることも考えざるを得ないとは思いますが、これにより借入資金の縮減にはなるでしょうが、時価と簿価とのギャップは全く解消されません。改善努力をしていかないと放出チャンスのないまま、固定してしまいかねません。会計検査、外部からの御指摘も出始め、少なくとも放置しておくことはできなくなっております。

しかし、資金面からみても一挙に無理ですので、少しずつ努力し始めたところ

です。機構、行政と一体となってこれまで連携してやって参りましたが、こういう難局を迎え、例えば保管料の引き下げなど関連業界の理解も深めながら進めていかなければなりません。こうした状況を考え備蓄の問題につき考慮してほしいと思います。

(委員)

委員の発言は、機構の立場としては理解できます。機構が積み上げてきた重みの中身を分析する必要があります。この分析を示さないと消費者の理解は得られません。この時注意すべきなのは、既得権にならないように分析することです。今まで備蓄の大切さがどのような形で発揮されてきたかを考えると、貸付けが実績データとなっています。

しかし、貸付数量の最大が22万トンだったからといって、この数字に基づいて数量を設定しなさいと言っているわけではありません。備蓄が必要であるということだけでなく、255億の借入金は存在するわけですから、備蓄制度を見直すことが必要不可欠です。確信を持って数量は言えませんが、第三者が状況を見て、毎年チェックしていくべきです。飼料政策全般についても提言して終わりではなくチェックし、整合性を確かめるべきです。

畜産経営に関しては、これまでの経緯はあるでしょうが、今回BSEが発生しいろいろな問題が露呈しました。飼料の問題も含め、日本の畜産の脆弱性を見直す必要があります。食と農の再生プランにあるように、消費者の視点に立った政策とはどういうものなのか。今までのように一方的に押しつけるのではなく、どのように展開していくかを考える必要があります。食の安全・安心は消費者の信頼から生まれます。信頼を得るためには、ただ政策を見直すだけではなく、現場の畜産をされてる方と話し合いながら分かりやすい情報にして開示していく必要があります。

(委員)

資料を見ると、備蓄に係る金利及び保管料のコストが高いのが実感です。備蓄をするためには、ある程度の資金が必要なのだろうとも思いますが、この25年間、放出はなく貸付け実績の最大量が、22万トンであるという話を聞くと、何らかの見直しが必要だと思います。では、どのくらい備蓄量を削減すべきか、という話しですが、委員が言われたようにいろいろなシミュレーションをし、これくらいだという目安を定め、委員が言われたように、柔軟に対応していく必要があります。目前にある危険と遠い危険を、分けて考えるべきです。危機的状況が起こったときに第三者機関で見直すという順序をつけておくべきです。

また、備蓄制度の含み損については、即刻手直しをし、何とか解決のめどを立ててください。

(委員)

私が述べた備蓄の歴史の重みというのは、委員の発言されたような業界との関係、既得権というものではありません。価格安定対策と備蓄の2本柱を持つことによる安心の重み、これから新たに作るというならいざ知らず、折角築き上げてきたものの相互に補完し合える重みはしっかりと見るべきという意味です。制度の見直しをすべきであるというところでは、委員と同感であり、行政の方も理解頂きたいです。

なお、含み損に関してですが、直ちに解決するという事は難しい。先程、

委員が話されていた弾力的な運営の考え方を入れて行くことが大切です。すなわち、今後、放出が実地されたときに、不足分を即買い入れては、再び価格の高い穀物を買うことになることとなり、含み損の繰り返しとなります。しかし、時間が経ち価格が低下してから買い足せば、含み損はでません。このようなことを繰り返しオープンなシステムでかつキチンとした一定のルールで継続的にこなしていけば、運営状態も改善するはずで、このことを追加して申し上げます。

(飼料課長)

備蓄制度を25年間運営してきましたが、専増産ふすまの利益によって支えられてきたこともあり、今までコスト論が無視されてきたという経緯があります。来年度から専増産ふすま制度が廃止され、財政面で依存できなくなります。この負担がこれからどこに掛かるのか、民間負担が掛かる可能性も含め御議論頂きたい。

また、含み損をどのように減らすかということですが、備蓄量を削減してしまうのが一番早い方法ではありますが、どのくらいの量削減していくのか検討して頂きたいと考えております。

委員の御指摘のように25年間、備蓄制度を運営してきた経緯を経験値とし、考えることも重要です。

また、昨今BSE、口蹄疫等の未曾有の経験をしてきました。25年の経験だけでは、どのような事態が起こるのか予測し切れません。どのような事態を考えて備蓄をしていくのか考えることが大切です。不測の事態として、0から2までの段階に分けて考えられています。家畜はレベル2の段階に置いて、中小家畜からと畜されます。このようなライブストック的な要素を考えると、備蓄は長期的な不測の事態に備えるのではなく、短期的な事態に対応させるべきと考えます。ミシシッピー川、パナマ運河等で物流障害が生じると、バイパス経路によって輸送されます。これには、通常航路よりも1ヶ月間長くかかります。

また、今までの経験でも、1ヶ月あれば対応できてきました。穀物の輸入量は、昭和63年をピークとし、現在まで2割程度減少しました。備蓄が必要となる時に想定する期間を1ヶ月にするかどうかという話がありますが、ある程度のところでは割り切らざるを得ないと思います。最終的には、家畜の飼料よりも人の食物が大切ということも考えなければなりません。価格安定制度があれば、備蓄制度を代替できるという意見がありましたが、逆に量の確保ができていないことで、価格の上昇を抑えることができるのでないでしょうか。飼料をある程度確保しておかないと、畜産農家が実際の経営を一定期間できなくなるという事態が出てきてしまいます。このためにも現物の供給は必要です。また現物支給が安全弁となることで、価格の補完となり、備蓄は必要です。

(委員)

備蓄では、価格は補完できません。飼料穀物の価格はアメリカのシカゴ相場が決まっています。日本でいくら備蓄しても、価格の上昇は防げません。価格の上昇を補てんするのが現在の価格安定制度です。備蓄1ヶ月が目安といわれていたが、畜産危機が起こったときと比べ、現在なぜ1ヶ月必要といえるのでしょうか。百年先は見通せません。委員の言われたように備蓄量はこれと固定せず、きちんと監視し柔軟に対応することで無駄をなくさなければなりません。過去の貸付けの最大量が22万トンだからそれでいいというのではなく、事実をし

っかり捉えてください。

(飼料課長)

シカゴ相場まで日本での備蓄が影響しないということは認識しています。備蓄1ヶ月分ということの根拠は、物流障害が起きたときの代替航路が約1ヶ月かかるということです。

しかし、これが妥当かどうかは色々な議論が必要だと考えます。

(委員)

この検討をするならば、これまでの貸付け実績は検討材料となります。

しかし、この先の予測はできません。畜産危機はソ連の不透明な大量買い付けの不安から、穀物価格が3倍に跳ね上がり、石油危機が引き続いておこり混乱が生じました。このときであっても、量の不足はありませんでした。大豆は、備蓄もしていますが、大豆を原料とする食用油の価格の安定制度はありません。客観的に判断して、専門家の意見聞きながら、あるときは、この水準、また、あるときはこの水準というように、柔軟に水準を変えていくことが必要です。この時サイロの維持等が不安定となるという問題が保管業者から出るかも知れませんが、それは別次元の問題として扱い、このようなことをしていかなければなりません。

(委員)

前回の懇談会で生きている動物への飼料だから備蓄は必要といたしました。消費者に軸足を置いた政策を展開していくということで、私達の責任も重いと考えています。備蓄、価格の安定制度により、飼料の価格が安定し、それが肉や卵などの製品の価格安定につながると考えています。飼料価格が上昇することにより、肉製品が上昇することがないようにお願いします。航海ルートの変更により、備蓄水準が1ヶ月分だということは納得できます。

備蓄する際の保管料、サイロ建設費用等が、今まで私たちの食品に掛かってきていたのかを知りたいと思います。今後備蓄を継続していくときどのように食肉の価格に掛かってくるのでしょうか。穀物を動物性タンパク質に変えてくれるというのは、人の栄養学上からみても大変重要です。しかしこれにどれだけのコストが上乗せされるかをシミュレーションし、情報提供して頂きたいと思います。

(委員)

備蓄サイロの建設にかかる償却費や保管料に係る問題をどうするのかという材料も入れてこの懇談会の意見をまとめていくのですか。これらの事に対しての資料が十分渡されていないことと備蓄制度の在り方を検討する上で重要な要因ではないと思うので、今回の議論では、はずすべきだと思います。

(座長)

今までは専増産ふすま制度が、備蓄を支えてきましたが、これからは備蓄制度のみで考えていかなければなりません。これからは、国民の目も畜産に向いています。分かりやすく今後の政策を公開していかなければなりません。自給率向上等いろいろな政策を整合性とりながら、分かりやすく、かつ説得力あるように情報開示し、返ってきた反応を今後の施策に盛り込んでいかなければいけません。

これから報告書を作成するに当たり、こちらから起草委員を指名させて頂きます。消費者代表として 委員、学識経験者として 委員、実務を担当者として 委員、行政の代表として 委員、また全農、飼料協議会から1名ずつでお願いします。また私が座長を努めさせて頂いていいでしょうか。

(異議なし)

この形に進めさせていただきます。

それでは、今回の懇談会を終了させていただきます。